酒田港に関するお問合せ事項

番号	受付日	事　項	内容詳細	整備局回答
1	2024/1/22	②利用可能エリア、周辺情報	洋上風力発電設備の建設において、資機材の仮置場として、別紙の１－A及び１－Bを利用することは可能でしょうか。	別紙の１－A及び１－Bは、引き続き国の港湾工事で利用する計画があり、洋上風力発電事業で利用することは出来ません。 「山形県が確保した緑囲みと一体的に利用できる用地」等のご利用をご検討ください。
2	2024/1/22	②利用可能エリア、周辺情報	別紙の１－A及び１－Bの構造・地耐力について開示請求により情報提供可能でしょうか。	行政文書開示請求により開示可能です。
3	2024/2/5	②利用可能エリア、周辺情報	「発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地」に関して、以下利用条件につきご教示ください。 1. 利用可能期間 2. 整備計画（図面含む） 3. 地耐力 4. 縦横長さ 5. 貸付料の計算方法 6. 貸付方法 7. 現状復旧有無 8. 他港湾利用者との利用調整有無 9. 港湾管理者が確保した用地の外周の管理用通路の使用可否	【山形県の回答】 1. 令和10年4月1日からを予定しています。但し、利用可能時期が早まる可能性はあります。 2. 今後整備計画の図面を作成する予定です。 3. 現状の地耐力のデータはありません。事業者により調査していただくことになります。調査を行う場合は、山形県港湾事務所にお問合せください。 4. 別添図のとおりを予定しています。但し、今後外周の管理用通路等の設計によって若干の変更となる可能性があります。 5. 山形県港湾施設管理条例（以下条例）で規定するの野積場の使用料による予定です。計算方法は、条例別表の使用期間毎に計算したものを合算します。2年目以降は延長申請し、使用期間が30日を超える場合の使用料で計算します。 ＜算定例＞ 使用面積：100㎡ 使用期間：365日 最初の15日 … 2.37（円）×100（㎡）×15（日）＝3,555円 16日目から30日目 … 3.32（円）×100（㎡）×15（日）＝4,980円 31日目から365日目 … 4.28（円）×100（㎡）×335（日）＝143,380円 計　151,915円 6. 山形県港湾施設管理条例の第2章使用第1節通常使用による予定です。 7. 原型復旧が原則ですが、必要に応じて山形県港湾施設管理条例の第25条の規定により条件を付する場合があります。 8. 他の港湾利用者との利用調整はありません。 9. 港湾施設の管理用通路は、基本的には使用できません。
4	2024/2/5	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」の県貸付エリアに関して、以下利用条件につきご教示ください。 1. 整備計画（図面含む） 2. 地耐力	【山形県の回答】 1. 今後整備計画の図面を作成する予定です。 2. 現状の地耐力のデータはありません。事業者により調査していただくことになります。調査を行う場合は、山形県港湾事務所にお問合せください。

5	2024/2/5	②利用可能エリア、周辺情報	建設や維持管理等での利用を想定する港湾施設の同意書発行可否および同意条件についてご教示ください。また、港湾施設の係船柱等の詳細情報を教えてほしい。	【山形県の回答】 利用計画（期間や使用範囲等）を添付した照会文書をいただいてから、既存の利用等に配慮し、同意の可否及び必要な条件を付して回答します。 港湾施設の詳細な情報については、港湾事務所に資料の有無を確認した上で文書開示請求をしてください。
6	2024/2/8	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」に関して、SEP船がジャッキアップ等をするにあたって岸壁前面の改良工事は行われているのでしょうか？行われていない場合、事業者による砕石置換等の改良工事を実施することは可能でしょうか？	現時点で岸壁前面の改良工事の予定はございません。 岸壁前面泊地の取扱いについては「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第18条に記載しており、詳細は事業者選定後に協議することとなりますが、いずれにせよ公募占用指針（別添3）2．の留意事項に記載の通り、公募占用計画の提出時点においては、原状回復を前提とした公募占用計画を作成・提出してください。
7	2024/2/8	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	岸壁前面泊地の海底にSEP船による貫入痕が残った場合、現状復旧を前提とすべきか。	泊地水深確保の観点で、施設の利用が終わった際に原形復旧して頂くものと考えています。 貫入孔が大きい場合には、保安部に海図の補正が必要と判断される可能性もありますので、その場合は対応が必要になることも考えられます。 なお、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」18条第2項においても、「設置等に係る工事の完了後に貸付物件の独占排他的な使用を終了するに当たっては、甲及び乙の指示に従い海底面の原状回復を行い、甲及び乙の検査を受けなければならない」こととされております。
8	2024/2/8	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	岸壁前面泊地の地盤データは入手可能か。	行政文書開示請求により開示可能です。
9	2024/2/8	④その他	公募占用指針に記載の「港湾施設の賃貸借契約を締結する場合、選定事業者は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）に基づく措置を講じる必要がある」とは、どの措置がが求められているのでしょうか？	具体的にどの保安措置を講じる必要があるかは、港湾施設の賃貸借契約前における調整事項であるため、現時点では回答できません。
10	2024/2/8	④その他	公募占用指針には「酒田港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、「山形県遊佐町沖」の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある」とあるが、予算措置の時期、確度、されなかった場合の変更場所につきご教示ください。	予算措置については、財政法の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経ることが必要であり、当初予算の成立後に一連の手続きを行うため、例年、手続きの結果は3月下旬頃に国土交通省HPで公表されます。 予算措置がなされなかった場合の取扱いについては、改めて周知することとなります。
11	2024/2/8	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	岸壁前面泊地の海底地盤を国側で改良しない場合、その理由を教えていただきたい。	事業者によりSEP船の規格、利用方法が様々であり、共通的な対応（公共工事）が困難であるためです。
12	2024/2/9	②利用可能エリア、周辺情報	建設期間中（2028.4-2031.3）において“促進区域と一体的に利用できる港湾”および“発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地”以外に使用できる（山形県内の）港湾施設をお伺いしたい。	【山形県の回答】 山形県が管理する酒田港の公共岸壁を含む港湾施設は、既存の利用等を配慮した上で、他の利用者と調整の結果、利用を許可することは可能です。

13	2024/2/9	④その他	事業者が自ら調整する港湾について，港湾管理者の同意書を6月上旬までに提出いただきたい場合は，提出依頼はいつまでに差し上げればよいか確認させていただきたい。	【山形県の回答】 山形県が管理する港湾施設について、洋上風力発電の設置及び維持管理に利用する計画（用途、期間、使用範囲等）を添付した照会文書をいただいてから、既存の利用等を配慮し、同意の可否及び必要な条件を付して回答します。 その調整や確認等に要する期間を考慮し、早めに（希望する時期から概ね1ヵ月以上前までに）提出をお願いします。
14	2024/2/9	②利用可能エリア、周辺情報	O&M拠点として，CTVを係船したい岸壁や事務所等の建設をしたい土地があるため協議をさせていただきたい。 加えて，発電所運転開始後にブレードや発電機の取替など大規模な部品を荷役する港湾として，「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外にも臨時的に利用できる港湾を確認させていただきたい。	【山形県の回答】 山形県が管理する港湾施設の利用計画（用途、期間、使用範囲等）を添付した照会文書をいただいてから、既存の利用等に配慮し、同意の可否及び必要な条件を付して回答します。 発電所運転開始後にブレードや発電機の取替など大規模な部品を荷役する港湾としては、基本的に「促進区域と一体的に利用できる港湾」（酒田港大浜西埠頭）となります。
15	2024/2/13	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	山形県が確保した用地（①）の現況は未整備の状態であると認識していますが、今後整備のご予定はございますでしょうか。 整備をご予定の場合は、整備内容（砕石やAs舗装等）及び整備時期についてご教示ください。	【山形県の回答】 今後、整備の予定があります。 整備内容は、今後整備計画の図面を作成する予定ですが、土砂整正を予定しています。 整備時期は、今後、令和１０年４月に利用開始できるように整備する予定です。
16	2024/2/13	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	山形県が確保した用地（①）の地耐力をご教示ください。	【山形県の回答】 現状の地耐力のデータはありません。事業者により調査していただくことになります。調査を行う場合は、山形県港湾事務所にお問合せください。
17	2024/2/13	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域の約8haのうち、県貸付範囲の引渡し時の整備内容(砕石やAs舗装等）及び地耐力についてご教示ください。また、設計荷重については東北地方整備局HPに掲載されている酒田港の標準断面図に記載の30kN/m^2という認識でよろしいでしょうか。	【山形県の回答】 県貸付範囲の整備内容は、今後整備計画の図面を作成する予定ですが、土砂整正を予定しています。 現状の地耐力のデータはありません。事業者により調査していただくことになります。調査を行う場合は、山形県港湾事務所にお問合せください。 県貸付範囲は、設計荷重について設定しておりませんので、事業者により必要な地耐力について検討していただくことになります。
18	2024/2/13	②利用可能エリア、周辺情報	建設期間中に、促進区域と一体的に利用できる港湾以外の（山形県の港湾の）公共岸壁を利用することは可能でしょうか。	【山形県の回答】 山形県が管理する酒田港の公共岸壁は、既存の利用等を配慮した上で、他の利用者と調整の結果、利用を許可することは可能です。
19	2024/2/13	②利用可能エリア、周辺情報	山形県が確保した用地(①)について国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）に基づく措置（SOLASフェンスや照明等の保安設備の設置等）は、選定事業者にて実施する認識でよろしいでしょうか。	【山形県の回答】 お見込みのとおりです。

20	2024/2/13	④その他	山形県酒田港Port of Sakata2023のパンフレット内の酒田港案内図(p15-18)の凡例にて施設区分（ふ頭荷さばき地や野積場など）をお示しいただいていると理解していますが、各施設区分の詳細な面積や範囲（岸壁から〇mまでふ頭荷さばき地等）は、ご教示いただけますでしょうか。	【山形県の回答】 港湾施設の詳細な情報については、山形県港湾事務所に資料の有無を確認した上で公文書開示請求をしてください。
21	2024/2/13	④その他	山形県が確保した用地（①）及び山形県が確保した用地以外の利用に関する同意書の発行を依頼する場合、必要な情報は何になりますでしょうか？	【山形県の回答】 山形県が管理する港湾施設を洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用する計画（用途、期間、使用範囲等）についての情報が必要です。
22	2024/2/13	②利用可能エリア、周辺情報	下図に示す赤囲みの土地がＯ＆Ｍ拠点施設として活用可能な場合、当該土地が活用可能であることを示す同意書をいただくことは可能でしょうか。 （下図：酒田港港湾計画図を一部加工） 	【山形県の回答】 当該土地は、酒田港港湾計画において工業用地として位置付けており、民間企業に売却する用地として必要な手続きを進めている土地です。 洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用する計画（用途、範囲等）について照会文書をいただいてから、施設管理者として同意の可否及び必要な条件を付して回答します。
23	2024/2/13	②利用可能エリア、周辺情報	上記、活用可能でしたら、具体的な面積をご教授いただけないでしょうか。	【山形県の回答】 売却可能となる予定の総面積は、約1．8haです。
24	2024/2/13	②利用可能エリア、周辺情報	上記、活用不可の場合、他の活用可能な土地を教授いただけますと幸いです。	酒田港に関するお問合せ事項No.23の回答をご参照ください。

25	2024/2/13	②利用可能エリア、周辺情報	CTV係船用バースについて、下図の区域（大浜ふ頭第2岸壁）が活用可能な場合、当該の土地及びバースが活用可能であることを示す同意書をいただくことは可能でしょうか。 （※下図は、酒田港パンフより引用し一部加工） 	【山形県の回答】 洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用する計画（用途、期間、使用範囲等）について照会文書をいただいてから、既存の利用等を配慮し、同意の可否及び必要な条件を付して回答します。
26	2024/2/13	②利用可能エリア、周辺情報	上記港湾施設の現況（利用状況、重要国際埠頭施設の指定状況）について併せてご教授いただけますと幸いです。	【山形県の回答】 当該港湾施設の利用状況については、山形県のホームページに掲載している「酒田港統計年報　第三章施設利用状況　大浜ふ頭第2岸壁の欄」を参照してください。 当該港湾施設は、現在、重要国際埠頭施設に指定しておりません。
27	2024/2/26	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	大浜西埠頭(海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域約8.0ha)の230m岸壁に隣接する泊地（1.4ha）において、海底面の強化等に関する整備を実施する予定があるかどうかをご教示ください。 また強化を行う場合はその仕様(砕石置換などの整備内容詳細、海底面の想定地耐力等)についてご教示いただけますと幸いです。	酒田港に関するお問合せ事項No.6の回答をご参照ください。

別紙（酒田港）

番号「１」「２」の問合せについて

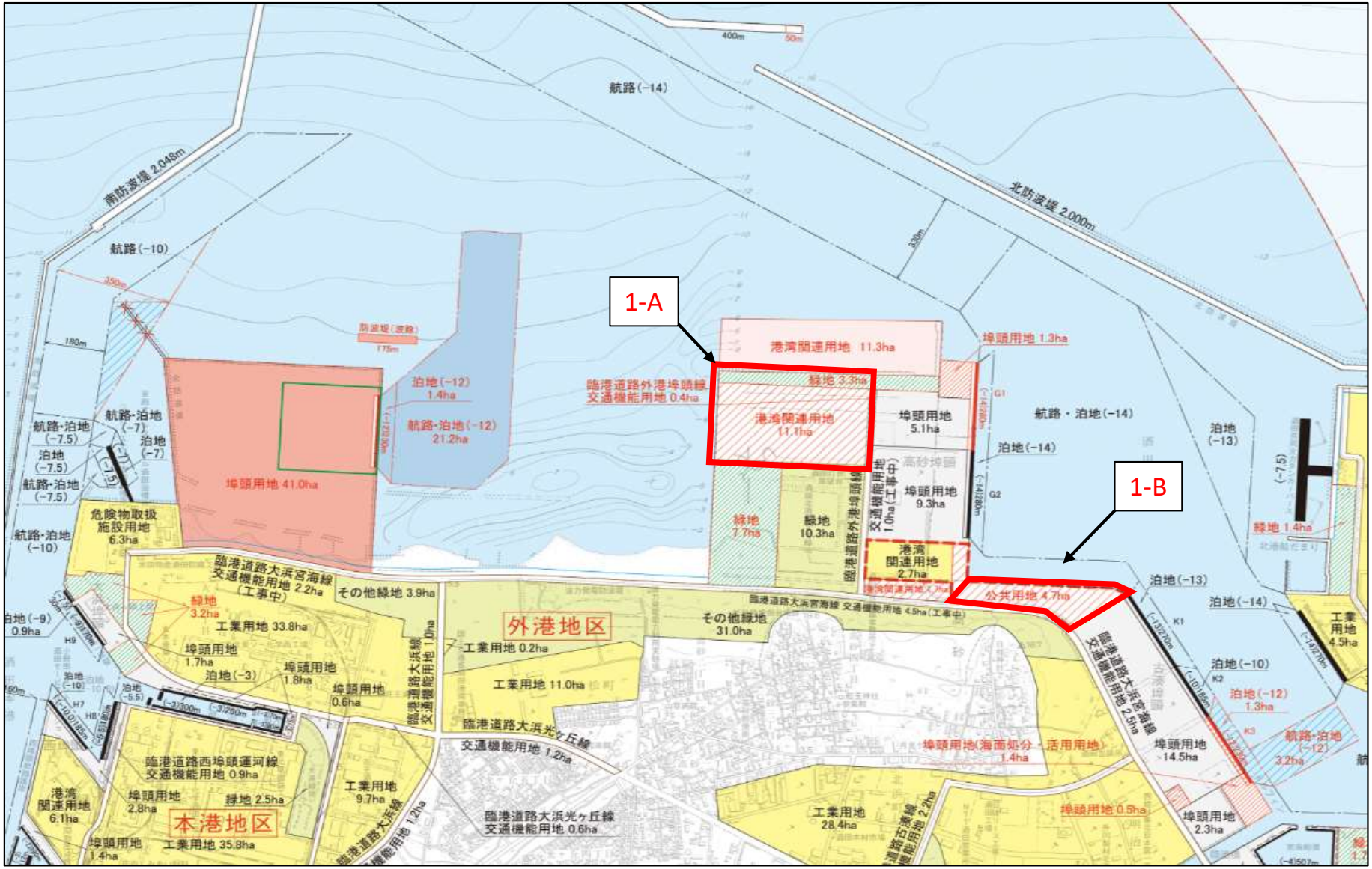

別紙（酒田港）
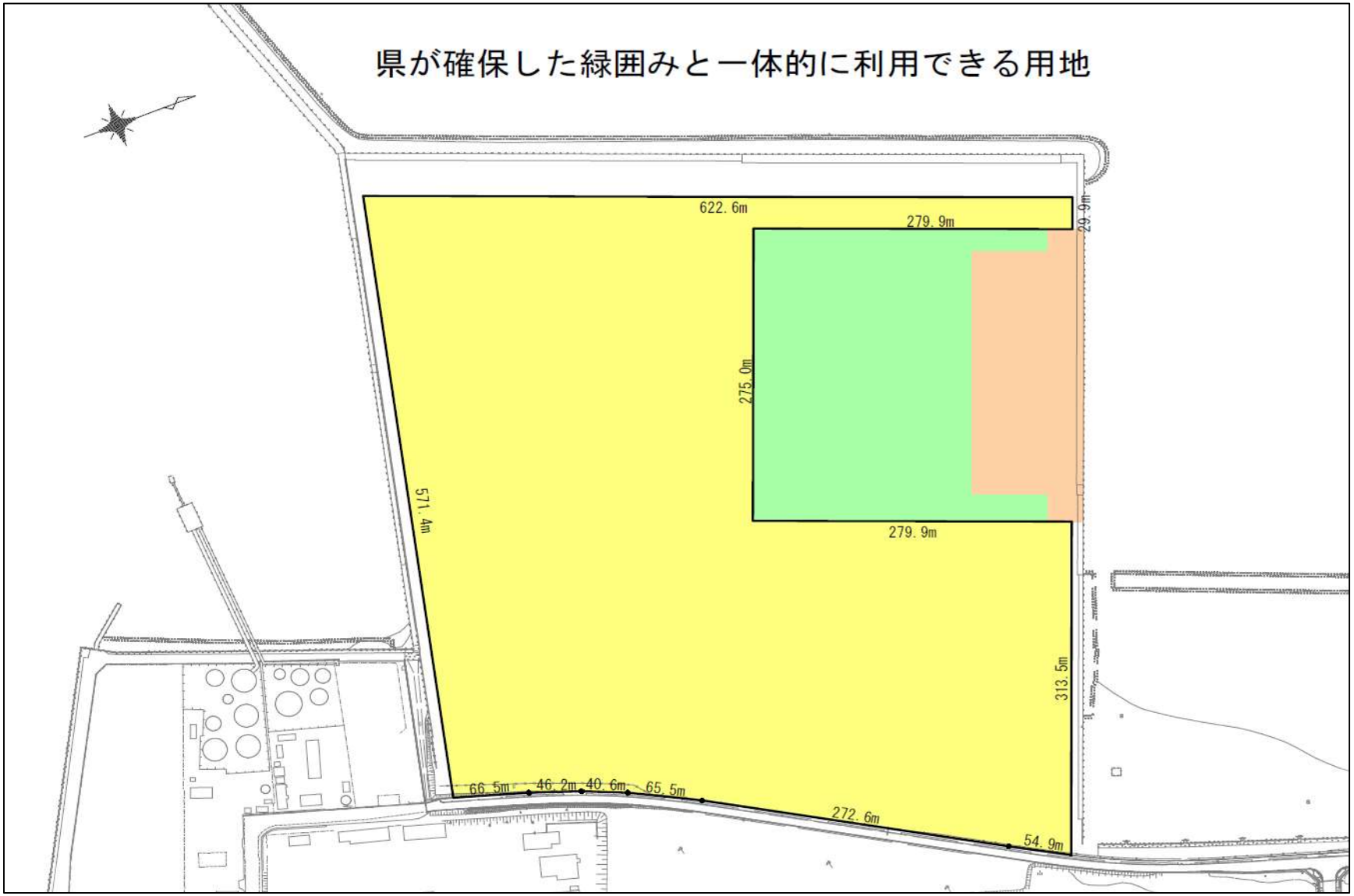
番号「３」の問合せについて